

## 第Ⅲ部

## 関連資料



火気厳禁  
No open flame

## 2 視覚障害者誘導用ブロックにかんする設置指針

視覚障害者誘導用ブロック設置指針 (昭和60年8月21日 都街発第23号、道企発第39号)  
建設省都市局街路課長・道路局企画課長通達

### 第1章 総則

#### 1-1 目的

本指針は、視覚障害者誘導用ブロックの整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的とする。

#### 1-2 適用の範囲

本指針は、道路法の道路に視覚障害者誘導用ブロックを整備する場合に適用する。

#### 1-3 視覚障害者誘導用ブロックの定義

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設である。

### 第2章

#### 2-1 種類

視覚障害者誘導用ブロックの種類は、原則として次のとおりとする。

- (1) 線状ブロック 平行する線状の突起をその表面につけたブロックをいう。
- (2) 点状ブロック 点状の突起をその表面につけたブロックをいう。

#### 2-2 設置対象道路

視覚障害者の歩行が多い道路、公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

#### 2-3 設置方法

##### 2-3-1 基本的な考え方

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性の向上を図るために、視覚障害者の歩行上必要な箇所に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置するものとする。

##### 2-3-2 設置の原則

- (1) 誘導対象施設等誘導用ブロックは、歩道（自転車歩行者道、立体横断施設、横断歩道の途中にある中央分離帯等を含む。）上に設置するものとする。
- (2) 線状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとする。点状ブロックは、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。
- (3) 障害物を回避させるための案内、複雑な誘導経路の案内及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路の案内を行う場合においては、必要に応じて継続的直線歩行の案内を行うものとする。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置するものとする。また、継続的直線歩行の案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置するものとする。

- (5) 一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとする。
- (6) 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正方形のまま設置するものとする。
- (7) 視覚障害者誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用するものとする。

### 第3章

#### 3-1 材料

視覚障害者誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐磨耗性に優れたものを用いるものとする。

#### 3-2 色彩

視覚障害者誘導用ブロックの平板の歩行表面及び突起の表面の色彩は、原則として黄色とする。

### 第4章 施工

視覚障害者誘導用ブロックの施工は、設計図、仕様書等に定めるもののほか、次の各項に定めるところにより行うものとする。

#### (1) 基礎

基礎は、視覚障害者誘導用ブロックの不陸や不等沈下が生じないように十分に突き固め、転圧を行うものとする。

#### (2) 視覚障害者誘導用ブロックのすえつけ

視覚障害者誘導用ブロックは、計画高に合わせてすえつけるものとする。また、接着目地としては舗装との整合性や接着性のよいものを用い、舗装と視覚障害者誘導用ブロック間及び各視覚障害者誘導用ブロック間の結合を図るものとする。

### 第5章 維持管理

#### 5-1 点検

点検は下記の項目について実施することが望ましい。

##### (1) 視覚障害者誘導用ブロック

- ① 突起の固定、破損及びすり減り状況
- ② 平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況

##### (2) 視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路の路面

- ① 路面の不陸状況
- ② 路面の排水状況

#### 5-2 維持修繕

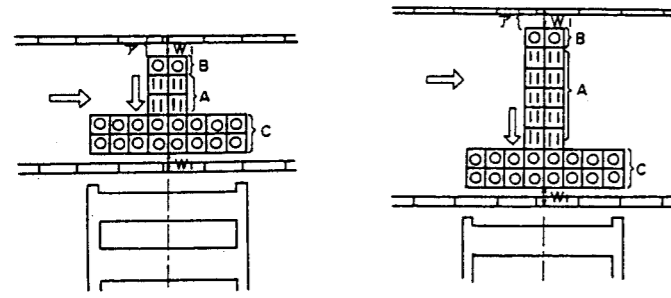
点検により視覚障害者誘導用ブロックの異常を認めた場合には、その補修を行うものとする。

#### 5-3 工事における事前調整

視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路において工事を行う場合で、歩行位置の変更又は歩行止めを行うときは、事前に関係者と調整を行うことが望ましい。

## 横断歩道口の設置例

視覚障害者が横断歩道上を確実に歩行できるよう横断歩道直前に、線状ブロックで歩行方向及び横断歩道の中心部を案内することとする。

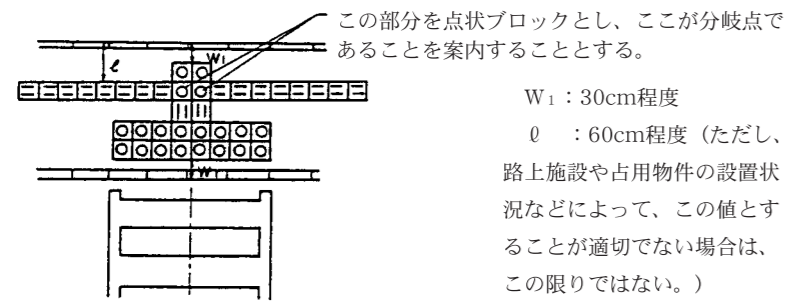


W<sub>1</sub> : 30cm程度

(歩道幅員が広い場合)

W<sub>1</sub> : 30cm程度

さらに歩道幅員が広い場合は、Aの部分の設置する範囲が広くなることとなる

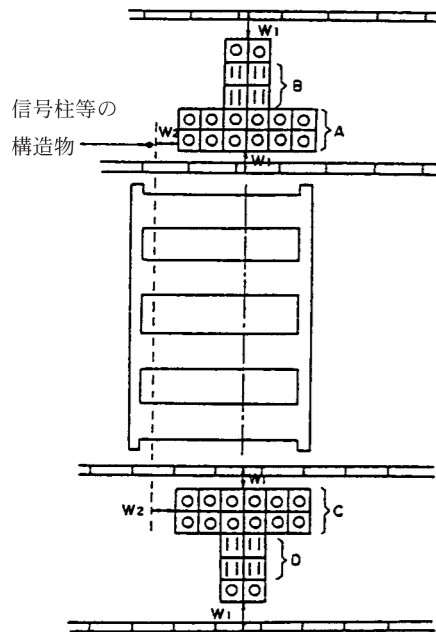


この部分を点状ブロックとし、ここが分岐点であることを案内することとする。

W<sub>1</sub> : 30cm程度

ℓ : 60cm程度 (ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない。)

(継続的直線歩行を案内している場合)

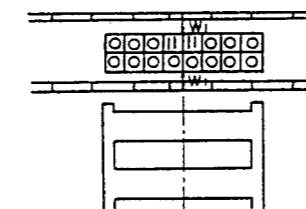
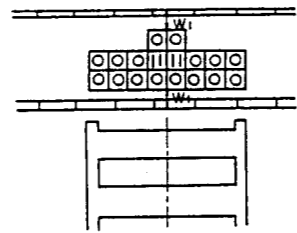
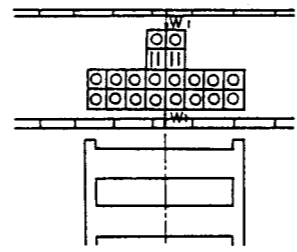


信号柱等の  
構造物

W<sub>1</sub> : 30cm程度

注) 線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内することが望ましい。

(信号柱等の構造物がある場合)



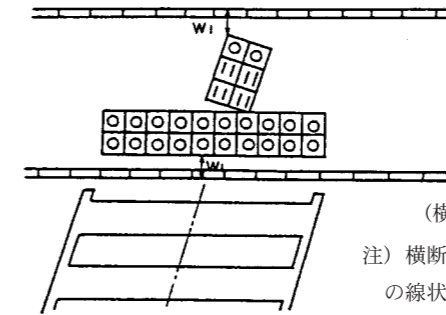
(歩道幅員が狭い場合)

W<sub>1</sub> : 30cm程度

W<sub>2</sub> : 30~60cm程度

## 横断歩道口の設置例

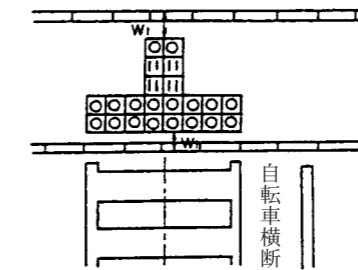
視覚障害者が横断歩道上を確実に歩行できるよう横断歩道直前に、線状ブロックで歩行方向及び横断歩道の中心部を案内することとする。



W<sub>1</sub> : 30cm程度

(横断歩道が斜めの場合)

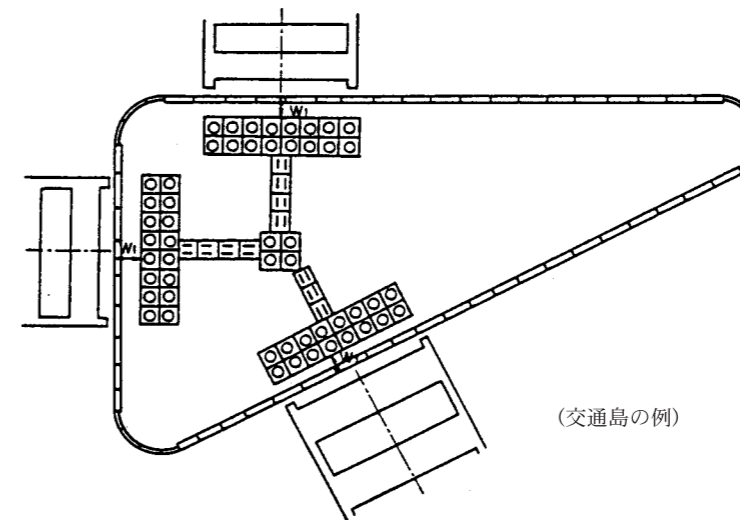
注) 横断歩道の方向と線状ブロックの線状突起の方向とを同一方向にすることが望ましい。



自転車  
横断帯

W<sub>1</sub> : 30cm程度

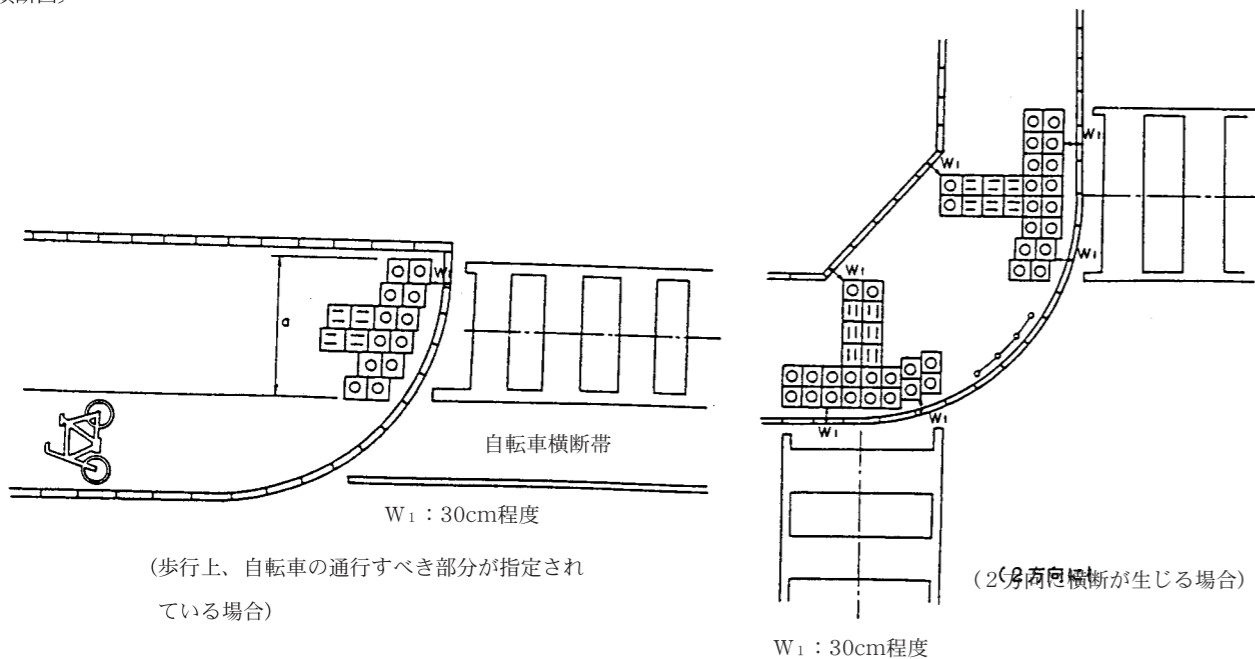
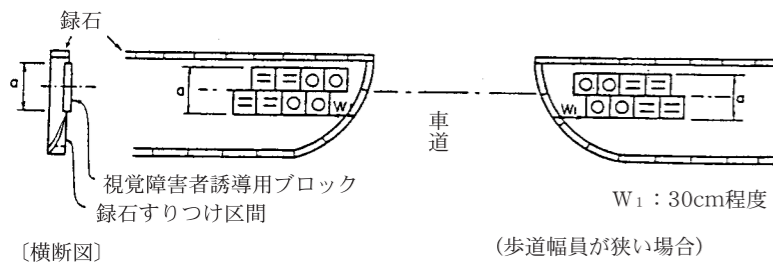
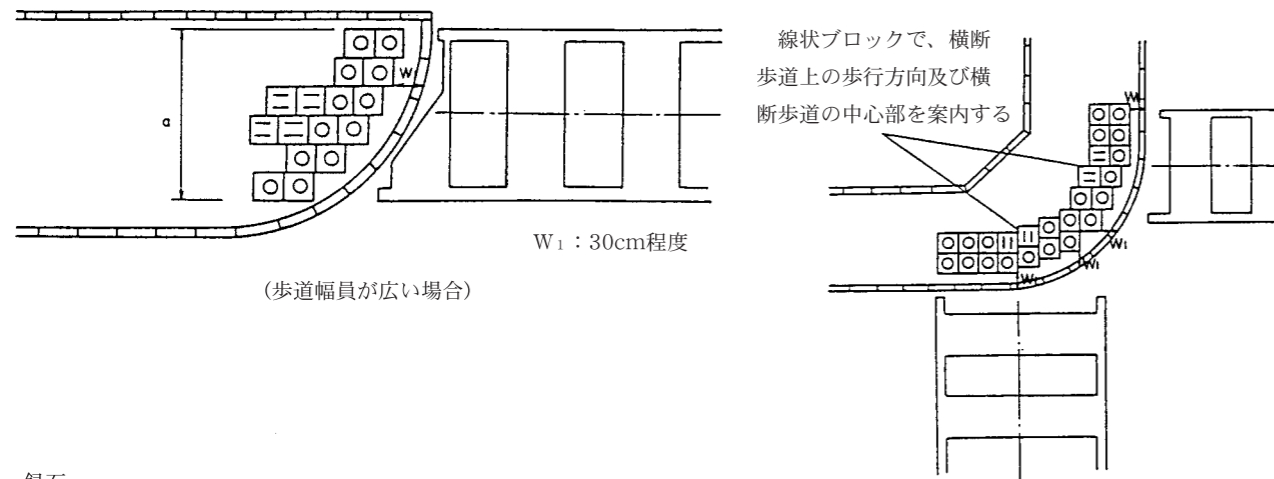
(自転車横断帯がある場合)



(交通島の例)

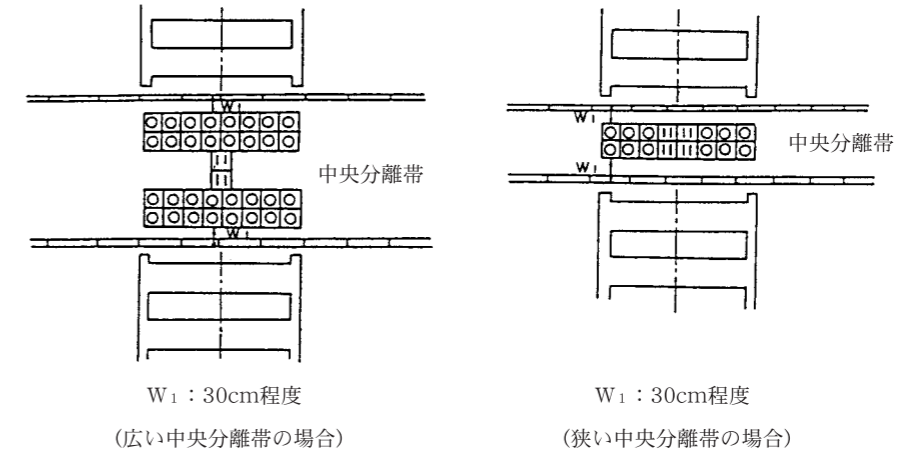
## 横断歩道口の設置例

歩道巻込部は、大別すると2種に別れる。つまり、進行する一方向のみに横断が生ずる場合と、2方向もしくは3方向に横断が生ずる場合である。いずれの場合も、線状ブロックで横断方向及び歩行位置を案内するものとする。



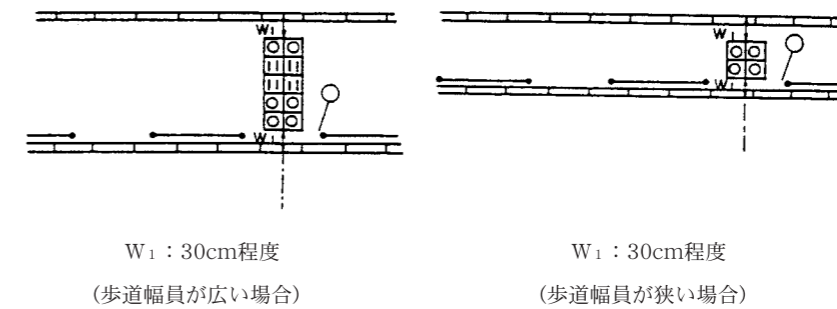
## 横断歩道口の設置例

中央分離帯には、横断歩道の幅を示す点状ブロック、歩行方向及び横断歩道の中心部を示す線状ブロックを設置することとする。



## バス停部の設置例

バス停では、バスの乗車口を案内するものとする。



## 屈折・屈曲及び分岐点の設置例

直線部分は、線状ブロック1枚幅で案内するものとし、歩行方向を変更する必要がある箇所には、原則として点状ブロックを設置して視覚障害者に注意を促すものとする。

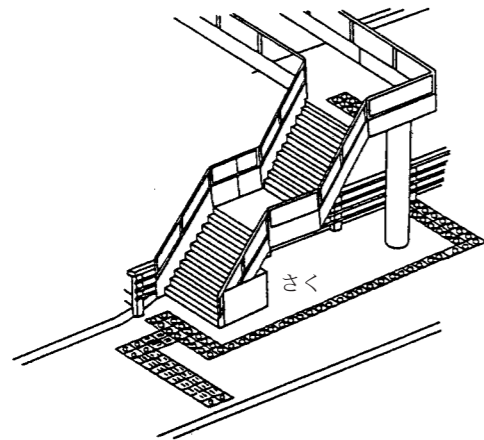
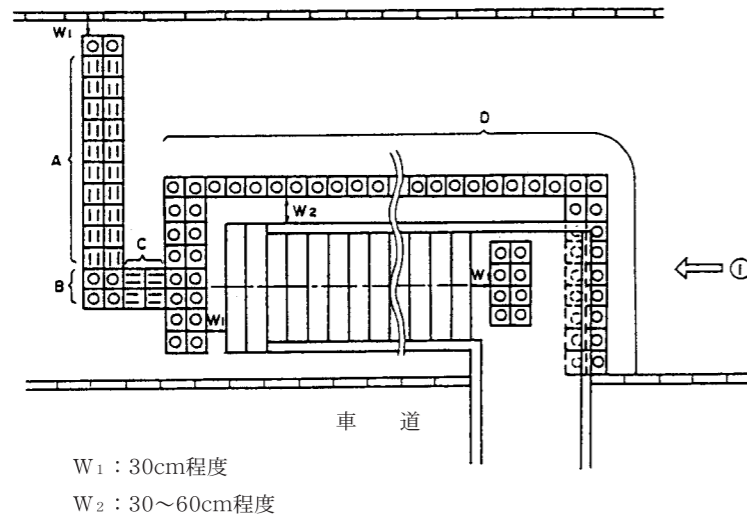
なお、平板ブロック舗装の場合には、視覚障害者誘導用ブロックと平板ブロックとの配列を考慮して、下図のような設置とすることも考えられる。



## 横断歩道橋の昇降口の設置例

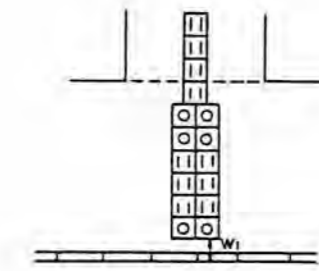
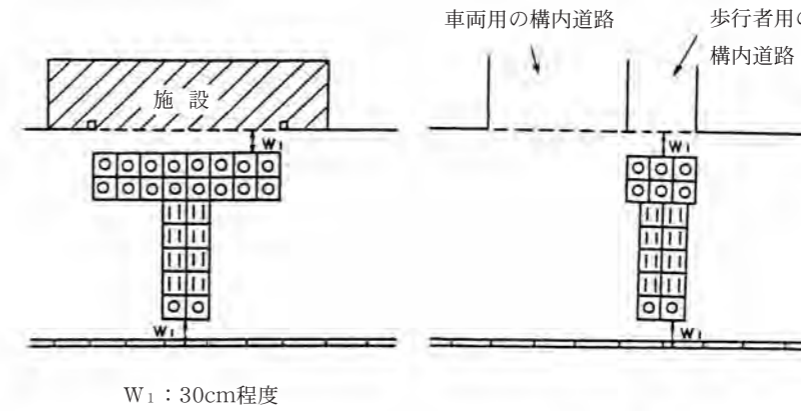
横断歩道橋の昇降部へは、線状ブロックにより誘導し、点状ブロックで昇降部の位置を示すものとする。  
 また、視覚障害者が横断歩道橋の橋脚等に接触することのないような措置を講じるものとする。なお、横断歩道橋の階段などには、視覚障害者が階段を上り切った時など“からあし”を踏むことがないように、最上段の階段を他の階段と区別することができるような方策、例えば、滑り止めなどの大きさを最上段の階段のみ異なるものとするなどの方策を取ることが望ましい。

なお、横断歩道橋の手すりには、必要に応じ点字等による案内を行うことが望ましい。



## 施設等入口部の設置例

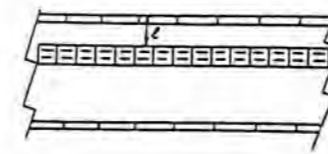
公共施設等へは、線状ブロックにより誘導するものとし、その誘導位置は、構内道路の位置等にあわせるものとする。



(施設側に設置してある視覚障害者誘導用ブロックと連絡するように設置する場合)

### その他

直線部



(ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。)

屈折地点

a : 10cm以下とすることが望ましい。

